公示送達

仙塩広域都市計画事業仙台市富沢駅周辺土地区画整理事業の換地処分通知の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による仙塩広域都市計画事業仙台市富沢駅周辺土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付を受けるべき者について、住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知できない、また、その書類の受領を拒んだので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付にかえて、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年5月17日

仙塩広域都市計画事業
仙台市富沢駅周辺土地区画整理事業
施行者　仙台市
代表者　市長　奥山恵美子

記

1．送付を受けるべき者の氏名及び最後の住所

住所　仙台市木町通二丁目5番12号
氏名　後藤嘉一郎

住所　泉市松森字天ケ沢158番地の387
氏名　佐々木長門

住所　不明
氏名　斉藤亀右エ門

住所　不明
氏名　斉藤　寅治

住所　東京都目黒区碑文谷5丁目28番12号
氏名　小林　隆成

住所　東京都目黒区碑文谷5丁目28番12号
小林アパート
氏名　中村　潤子

住所　仙台市太白区西中田5丁目24番64号
トゥインクル南仙台A棟102
氏名　福井　緑

教示

1　この通知に不服がある場合は、この通知を知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項については行政不服審査法第19条第2項に規定されています。）

2　この通知については、上記1の審査請求のほか、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、通知の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

なお、換地明細書、各筆各権利者別清算金明細書等については掲載を省略し、それらを宮城県仙台市太白区大野田字塚田8番地の7にある掲示板において平成28年5月18日から10日間掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

青森県黒石市大字花巻字村下平五番地二
南黒地区廃棄物事業協同組合
代表清算人　佐藤　繁治

解散公告

当法人は、平成二十八年四月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

福島県いわき市郷ケ丘二丁目五四―一
特定非営利活動法人シニア人財倶楽部
清算人　藁谷　道弘

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都港区新橋一丁目一七番一号新幸ビル
四階
株式会社シルカ
代表清算人　髙橋　武男

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都葛飾区堀切二丁目四九番一〇号
株式会社武藤工務店
代表清算人　武藤　明光

解散公告

当社は、平成二十八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都新宿区西早稲田一丁目二二番三号
株式会社グローバルエコシステム
代表清算人　工藤　元

解散公告

当社は、平成二十八年四月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都中央区日本橋三丁目八番三号
株式会社タイガ
代表清算人　吉岡　禎三

解散公告

当社は、平成二十八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都港区新橋一丁目一七番一号新幸ビル
四階
株式会社シルカ
代表清算人　髙橋　武男

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都港区新橋一丁目一七番一号新幸ビル
四階
株式会社シルカ
代表清算人　髙橋　武男

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都中央区日本橋三丁目八番三号
株式会社タイガ
代表清算人　吉岡　禎三

解散公告

当社は、平成二十八年四月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都中央区新川一丁目三番三号
ニュートロジャパン合同会社
清算人　森澤　篤

解散公告

当社は、平成二十八年五月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都港区港南二丁目一六番六号
ドメイン名管理第一合同会社
清算人　キヤノンマーケティングジャパン株式会社
職務執行者　兜森　登

解散公告

当社は、平成二十八年四月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都中央区日本橋横山町七番一七
株式会社Ｍｉｒａ
代表清算人　金　潤珠

解散公告

当社は、平成二十八年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都港区白金三丁目一番一二号
株式会社クアトロエスパーダ
代表清算人　佐藤　英也